



第Ⅱ部

鹿島市子ども・子育て支援の基本的考え方

1. 基本理念

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（下記参照）」における「子ども・子育て支援の意義」を踏まえつつ、第一期計画の取り組みを継続・発展させるため、基本理念を次のとおり掲げ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

基本理念

～あの子もこの子も鹿島の未来～

明るく元気に育ち、生きる力あふれる うるおいのあるまち 鹿島

【国の基本指針より抜粋】

乳幼児期の発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

以下は、国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理したものです。

- ◆本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提、その上で、親が本市で子どもを生き育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点
- ◆家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援し、支えあっていくという視点 等々

2. 基本目標

基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のように設定します。

基本目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下を防止する。
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域全体で子どもの健全な成長を支援する。
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを推進する。
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりを推進する。
- ◆切れ目のない子育て支援の充実※を図る。

※23 ページ参照

基本目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できる家庭・教育環境を推進する。

基本目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備を図る。
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的にかかわれる環境整備を推進する。

3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また、家庭においては、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションの時間を大切にし、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営む上で重要な場であり、子どもは地域とのかかわりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら成長しようとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

事業者の役割

働いているすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選べるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、働きやすい職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワークライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

行政の役割

行政は、子育て支援として保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国・県・保健所・児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

4. 主要施策の方向

基本的には第一期計画を踏襲した方向性を示していますが、その計画時には無かった新規事業を加味しながら今後のあり方を具体的に示します。

(1) 子育て世代への支援

①子育て支援サービスの充実【福祉課】【保険健康課】

本市では、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談事業や情報提供のほか、講習会・イベント等を実施し、子育て支援のさらなる充実を目指しています。また、ファミリー・サポート・センター事業では、子育ての援助をしたい人、必要とする人を会員として組織し、会員間相互で子育ての援助を行う体制づくりの支援を行っています。

今後も、子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置付け、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、様々な子育て支援の活動を実施し、併せて高齢者等も含めた多世代間の交流の場づくりを推進します。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動や母子保健推進員活動等を通じて、子育て家庭の様々な状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

②経済的支援の充実【福祉課】【保険健康課】【商工観光課】

本市では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費助成をはじめ、令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」[※]など各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、生まれる前からの支援として、少子化対策の一環でもある不妊治療に関わる費用の一部助成や妊婦健康診査費用の一部助成の継続や多子世帯への経済的支援等の充実に努めます。子どもを生み育てられる経済基盤としての就業の場の確保は、次世代育成支援に関わらず、市としての重要課題であることから、地場企業の育成、企業誘致の促進等、継続して就業の場の確保に努めていきます。

※24ページ参照

③相談体制、情報提供の充実【福祉課】【保険健康課】

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行等により、身近で気軽に相談できる相手が少なく、子育てへの不安感・孤立感が増加しつつあることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊娠期は、出産後の生活スタイルが具体的にイメージできず、子育て支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児に対して不安感を抱えていることがあります。このような悩みを軽減できるよう、出産前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を図り、産後スムーズに子どもと一緒に生活を始めることができるよう支援に努めます。

さらに、既存のパンフレット等による情報提供や子育てメルマガの配信のほか、スマートフォン等携帯端末を活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPRを可能にするための手法を検討していきます。

④子育て総合相談センターの設置【保険健康課】

平成31年4月に鹿島市保健センター内に妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口である「子育て総合相談センター」※を開設しました。

妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。

※23ページ参照

(2) 妊産婦・乳幼児の健康の確保と増進

①安心して妊娠、出産できる環境の整備【保険健康課】

健やかな子どもの成長と、母親が安心して子育てができる環境整備のために、保健師や助産師、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦健康診査受診票（補助券）の交付や訪問等により、妊娠期の健康の保持に努め、妊婦・母親や育児に不安感を抱える母親に対する支援を行います。

②親子の健康の確保【保険健康課】

子どもを生子、健やかに安心して育てるため、そして生涯にわたる健康維持のために、妊娠期から幼児期を通じた親子の健康の確保は欠かせないものです。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣を確立するための健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、乳児健診、1歳6か月および3歳児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見とともに、安心して子育てできるよう、広域的視点からの小児医療体制の充実に努めます。



③食育の推進【保険健康課】

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけでなく、規則正しい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。また、食事の時間は、家族間の交流のためにも大切な時間です。そのことを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、母性の健康の確保を図るためにも、妊産婦等を対象に食に関する情報の提供に努めます。

(3) 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備

①学校における教育環境の整備【教育総務課】【生涯学習課】

子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育成するために、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視していきます。

さらに、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう、乳幼児とふれあう機会の提供や社会的自立・職業的自立に必要な意欲・態度や能力を育てることを目指した「キャリア教育」の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

少年非行等の問題行動やいじめ・不登校問題等に対応するために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを各学校に配置し、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化し、子どもの心の問題に寄り添った対応をしていきます。

さらに、子どもが日頃から積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図ります。

学校評議員制度や学校評価を活用し、地域の意見や知恵を教育方針に反映させ、地域に開かれたコミュニティスクール活動の推進を図ります。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進め、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

②家庭の教育力の向上【福祉課】【教育総務課】【生涯学習課】

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。家庭は、子どもの成長の基盤であり、すべての教育の基礎となります。基本的な生活習慣をはじめ、親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

また、家庭学習の習慣化に向けた学習指導の工夫を行い、主体的に学習に取り組む態度の育成を図ります。

③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策【教育総務課】

パソコンやスマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は、一層複雑化しています。「鹿島市小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」に基づき、情報化社会におけるインターネットの適正な利用に向けて、長時間の利用、不用意な個人情報の流出を防ぐための学習の機会の充実を図ります。スマートフォン等の長時間使用による生活リズムの乱れ、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を持ち、適切な対応を取れるような知識の形成と子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めできる環境づくりに努めます。

また、丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促し、性に対する正しい知識を身につけさせるため、発達に応じた保健教育を推進します。

(4) 子育てと社会参加の両立支援

①就業環境の整備【人権・同和対策課】

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取り組みが、子育て支援策の柱として求められています。

そのため、職場優先の意識を解消し、働き方の見直しを進めて、家族との時間を確保できるような職場環境づくりに継続して取り組みます。

そのことを踏まえ、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けて、企業を含めた関係機関での取り組みを継続して進めます。

②保育サービスの充実【福祉課】

就労形態の多様化等、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かり保育等に対する保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取り組みに従い、内容の充実に努めます。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実【福祉課】

本市では、保護者が日中就労等のため自宅にいない家庭の小学生を、授業の終了後に預かる適切な遊びと生活の場として放課後児童クラブを実施しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学前児童の待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。入部基準に基づいた適切な児童の受入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、利用児童の拡充に伴う放課後児童クラブの施設整備や支援員の確保を図ります。今後、小学校余裕教室などの活用、地域住民の団体との連携等、効果的・効率的な取り組みを検討していきます。

④放課後子ども教室推進事業の充実【生涯学習課】【福祉課】

放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に、「ヒカルの碁鹿島スクール」や「体育館開放」などの放課後子ども教室を実施します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的、又は連携して実施する「新・放課後子ども総合プラン」については、関係各課、放課後児童クラブの支援員が連携して共通プログラムの企画・立案を行い、すべての児童の安全・安心な居場所の確保などの放課後対策事業に取り組んでいきます。

放課後子ども教室 現状（令和元年度現在） 30人（3か所）	⇒	放課後子ども教室 目標事業量（令和6年度） 50人（3か所）
一体型の放課後児童クラブ 現状（令和元年度現在） 0人	⇒	一体型の放課後児童クラブ 目標事業量（令和6年度） 30人

（5）専門的な支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

①児童虐待防止策の充実【福祉課】

報道が伝える児童虐待は、全国的に増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携により、要保護者等対策地域協議会の設置や相談体制の整備等、早期発見と適切な支援を一層充実します。

さらに、社会的養護については、里親による家庭的養育や養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアにも配慮していくように努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援【福祉課】

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多く、日常生活において様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

③障がいのある子どもがいる家庭への支援【福祉課】【保険健康課】【教育総務課】

ノーマライゼーションの理念のもと、社会全体で障がいのある子どもを温かく見守りながら社会生活を共にするために、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、「鹿島市障害福祉計画」に基づく居宅介護、短期入所、児童発達支援等のサービス等の充実に努め、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいを含む障がいのある子どもの多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

障がいのある児童生徒の自立と社会参加の一層の促進を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実と、就学前から学校卒業まで一貫した支援の充実を図ります。

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

①子育てを支える地域社会の形成【福祉課】【教育総務課】【生涯学習課】

家族とのふれあいや地域の交流の中で身についた知識や経験は、その後の社会生活の中で大変重要な意味を持っています。昨今の社会構造の変化に伴い、地域を含め、人とのふれあいの機会が減っている子どもたちに、基本的な生活習慣を教えるための取り組みが必要となっています。

そのために、子どもにかかわるボランティアや関係団体等の人材の養成を図り、子どもへのさまざまな体験活動等の充実させるため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

特に、学校教育においても地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請し、地域とともにある学校づくりに努めます。

②子どもの安全の確保【総務課】【教育総務課】

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが基本であり、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

③犯罪等の被害にあわないための環境の整備【総務課】【教育総務課】

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、また年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとっては大きな不安要因のひとつとなっています。

登下校時における子どもの安全の確保と、子どもを犯罪等から守るための地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに継続して努めます。

④子育てを支援する生活環境の整備【都市建設課】

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道路が狭い、歩道がない等、安全な道路環境とはいえない箇所もあります。安全性の確保やまちづくりの観点に立って、道路を新設または改良する際には、バリアフリー化など歩行者にやさしい道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園の遊具等の適切な管理を図ります。

さらに、安心して子どもを生育てられるように、新婚・子育て世帯向けの定住促進住宅を供給し、より良い親子関係の形成と子どもの育ちを支援します。



トピックス①

【切れ目のない子育て支援の充実】

本市では平成31年4月から「鹿島市子育て総合相談センター」を開設しました。

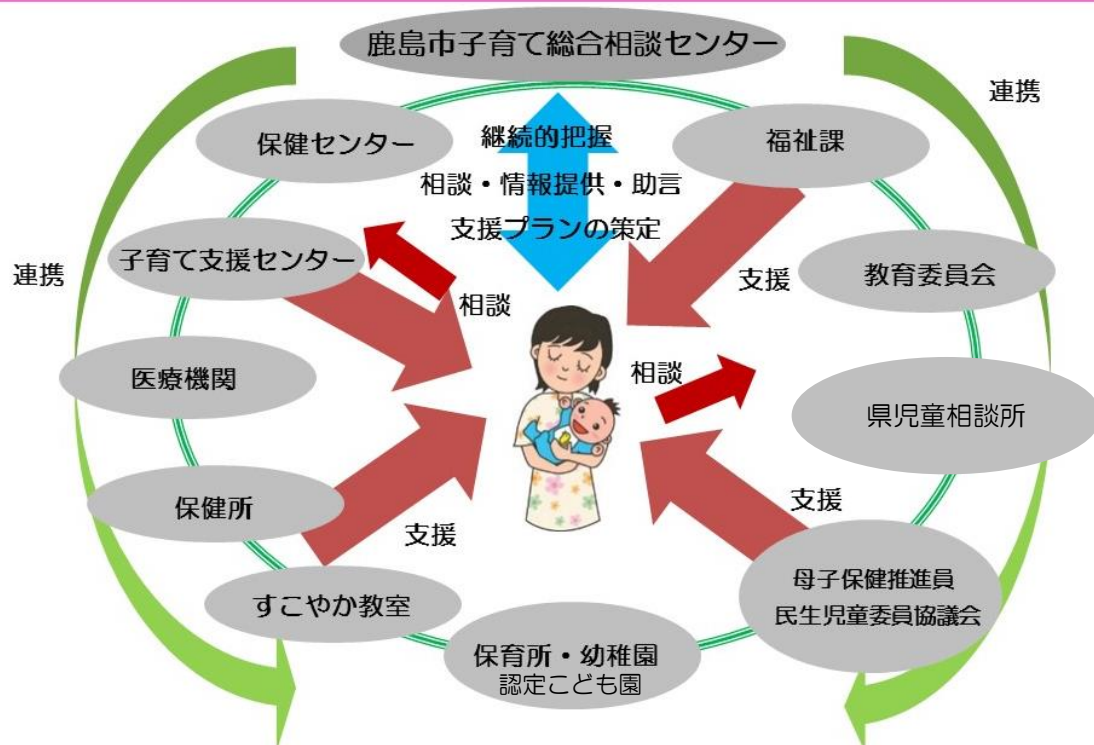
当センターは子育てに関する総合的な相談窓口として、妊娠・出産・育児に関する各種相談を行うとともに、必要に応じて「支援プランの策定」や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連携・連絡調整を行います。

また、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する「包括的な支援」に繋げていきます。これにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの「切れ目のない支援体制」を強化し、子育てにやさしいまちの実現を目指していきます。

◆子育て総合相談センターの業務◆

- ・妊娠届出時の面談をより充実させ、支援の必要性を分析し、課題を把握
- ・妊娠から出産まで、切れ目なく支援を行うため、妊婦台帳や支援プランの作成
- ・妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言などを行い、支援を要する妊産婦および乳幼児等への個別支援の強化
- ・医療、福祉、子育て支援等の関係機関との連絡調整

鹿島市子育て総合相談センター イメージ図



トピックス②

【幼児教育・保育の無償化について】

◆ はじめに ◆

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるもので、本市でも消費税率引上げ時の令和元年10月から実施されています。

◆ 経 過 ◆

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）や「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）の内容、国と地方の協議の場における議論などをふまえ、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」は令和元年5月10日成立しました。

本市においても国の動向を注視しながら、市内教育・保育施設の事業者や保護者へ本制度の事業説明を行ってきたところです。

◆ 内 容 ◆

①保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育等を利用する3歳から5歳の全ての子ども利用料、及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が令和元年10月より無償化へ

- ・ただし、通園送迎費や食材料費、教材費などはこれまでどおり保護者の負担であり延長保育は無償化の対象外となります。
- ・保育所、認定こども園、幼稚園に加え、地域型保育や認可外保育施設の一部、障害児通園施設なども同様に無償化の対象になります。



②給食費の取扱い変更について

＜令和元年9月まで＞

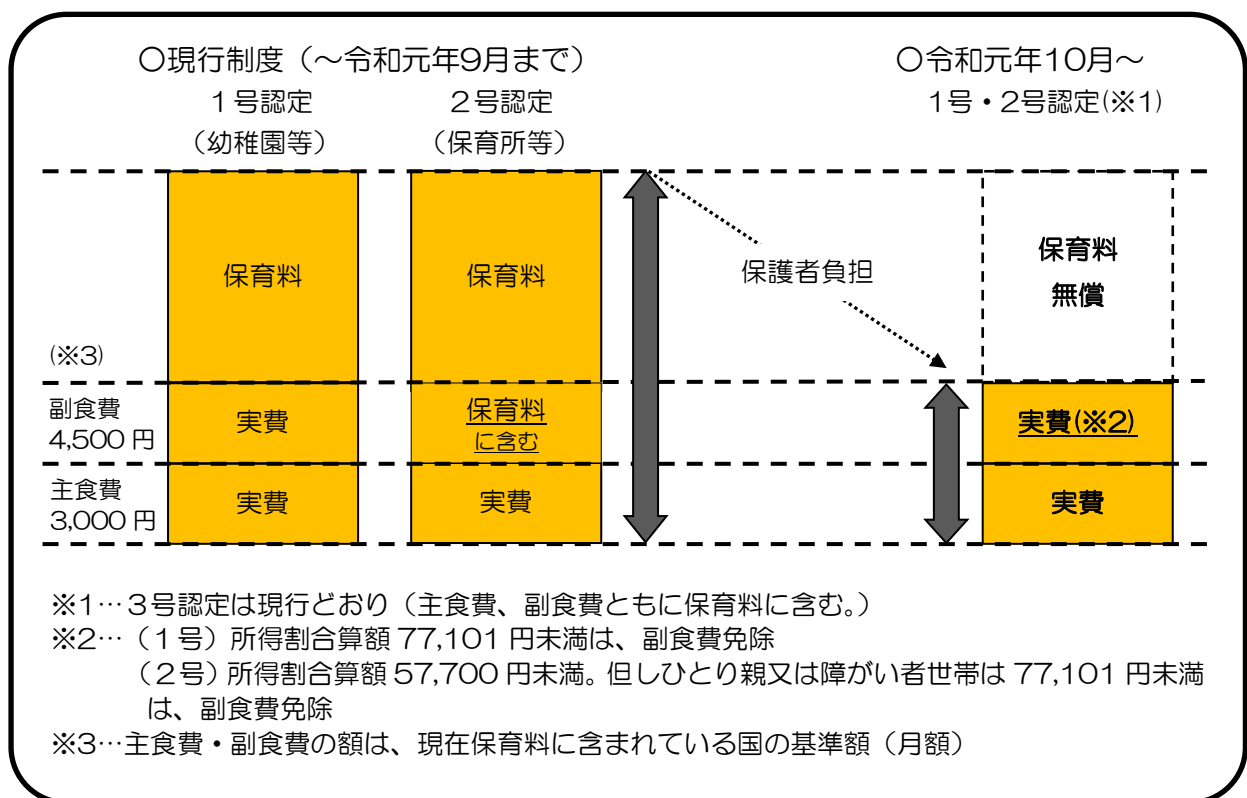
保育所における0～2歳児は全て（保護者が支払う）保育料に含まれていました。3～5歳児においてはご飯やパンなどの主食費は実費徴収であり、おかずなどの副食費は保育料に含まれていました。教育部門の幼稚園では全て実費で徴収がなされています。

＜令和元年10月から＞

幼児教育・無償化と併せて、保育所で実費徴収となります（既に認定こども園、幼稚園では行っています。）。ただし、0～2歳児は従来どおり保育料に含みます。また、年収360万円未満相当の世帯などについては、副食費は免除となります。



③無償化に伴う負担方法の変更、免除対象者のイメージ



＜認定区分について＞

1号認定…満3歳以上の学校教育の就学前子ども

2号認定…満3歳以上の保育必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定…満3歳未満の保育必要性の認定を受けた就学前子ども を言います。

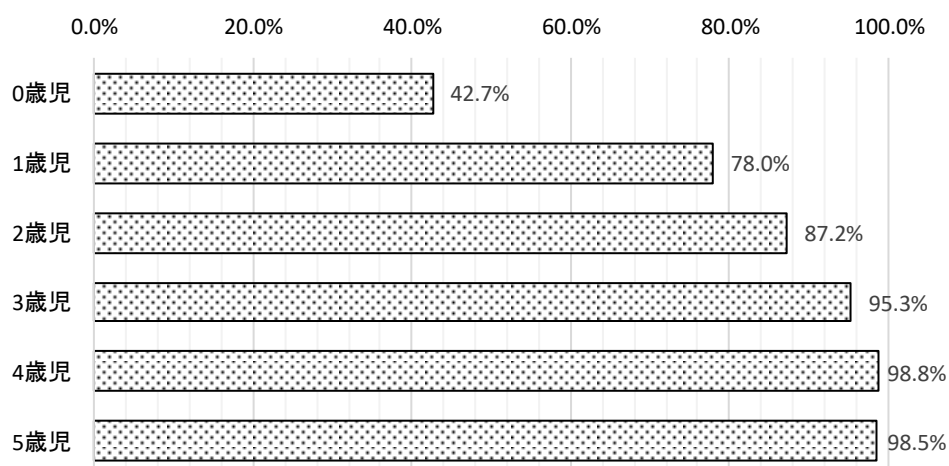
【参考】

鹿島市内在住者でみる施設利用状況、無償化対象者および対象外の内訳

令和元年10月1日現在、市内在住での施設利用状況を見てみると、3歳～5歳児の利用率は高く、いずれも9割を超えています。

また、無償化対象者は3～5歳児で60.5%、0～2歳児で3.5%となり、無償化対象外は36.0%となっています。

◆市内在住の施設利用状況◆



◆施設利用者のうち無償化対象・対象外の内訳◆

